

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における再構築事業の位置付け

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

地域公共交通活性化・再生法スキーム概要

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

地域公共交通特定事業

軌道運送高度化事業
(LRTの整備)



道路運送高度化事業
(BRTの整備)
(オムニバスタウンの推進)



海上運送高度化事業
(海上運送サービスの改善)



乗継円滑化事業
(乗り継ぎの改善)



鉄道事業再構築事業
- 地方鉄道の再構築による
輸送の維持 -



鉄道再生事業
(地方鉄道の再生)



地域公共交通総合事業

- ・地域のバス交通の活性化や、地方鉄道の活性化等による地域住民や観光客のための公共交通サービスの改善
- ・地域による利用促進活動 等



総合事業計画を策定

連携計画に特定事業を定めた場合は、当該事業の実施計画を策定

国土交通大臣による計画の認定 (鉄道再生事業のみ届出)

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得

- ・計画認定による事業計画変更認可等のみなし取得
- ・運行計画を事後届出制に緩和
- ・共通乗車船券に係る一括届出化

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・「公有民営化」方式の上下分離について、事業許可基準のうち事業採算性等に係るものを適用しない特例

- + 補助予算、地方財政措置等の総合的パッケージによる支援措置

- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期等

補助金による支援

- ・計画策定経費支援(定額)
- ・総合事業計画に基づく事業について、1/2補助(政令市では1/3)